

# 官報

号外 昭和二十七年六月十八日

## 第十三回 参議院會議録第五十三号

昭和二十七年六月十八日(水曜日)午前  
十時五十二分開議

議事日程 第五十二号

昭和二十七年六月十八日

午前十時開議

第一 公営住宅法の一部を改正する法律案(田中一君外八名発議)

(委員長報告)

第二 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第三 離島航路整備法案(衆議院提出)

(委員長報告)

第四 耕土培養法案(衆議院提出)

(委員長報告)

第五 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第六 漁船乗組員給與保険法案(衆議院提出)

(委員長報告)

第七 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第八 千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際條約の承諾について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第九 看護婦学校専任教員養成所設立に関する請願(委員長報告)

第一〇 結核予防法による医療補助費増額の請願(委員長報告)

第一一 新潟県の結核病床増設等に関する請願(二十一件)(委員長報告)

第一二 宮崎県延岡保健所新築費田庫補助増額に関する請願(委員長報告)

第一三 結核対策確立に関する請願(委員長報告)

第一四 結核予防法による補助費増額の請願(三件)(委員長報告)

第一五 国立療養所給食費増額に関する請願(二件)(委員長報告)

第一六 国立三豊療養所病床増加等に関する請願(委員長報告)

第一七 福岡県に国立療養所設置の請願(委員長報告)

第一八 福岡県下の伝染病院、隔離病舎整備拡充に関する請願(委員長報告)

第一九 日本住血吸虫病撲滅対策に関する請願(委員長報告)

第二〇 あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する請願(四件)(委員長報告)

第二一 あん摩はりきゆう試験制度廃止反対等に関する請願(七件)(委員長報告)

第二二 北海道の結核病床増設等に関する請願(七件)(委員長報告)

第二三 国立福知山病院の医療施設整備に関する請願(委員長報告)

第二四 宮城県岩手ヶ崎町百日せき予防接種場に関する請願(委員長報告)

第二五 国道一号線中一部補装改良工事施行に関する請願(委員長報告)

第二六 南海震災による地盤沈下対策の請願(委員長報告)

第二七 清水市清水路切に、線橋路線架設の請願(委員長報告)

第二八 水無川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第二九 国道九号線中一部改良工事促進に関する請願(委員長報告)

第三〇 押切川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第三一 乱川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第三二 大沢川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第三三 大且川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第三四 白水川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第三五 村山野川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第三六 大網川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第三七 田麦川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第三八 洗沢川砂防工事継続施行に関する請願(委員長報告)

第三九 正法寺川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第四〇 高瀬川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第四一 蔵王、酢河川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第四二 出来沼沢、内手沢西河川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第四三 月光川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第四四 日塔川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第四五 滝の沢川砂防工事継続施行に関する請願(委員長報告)

第四六 下有無川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第四七 中沢川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第四八 千座川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第四九 松沢川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第五〇 吉野川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第五一 屋代川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第五二 日向川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第五三 立谷沢川砂防工事継続施行に関する請願(委員長報告)

第五四 立石川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第五五 馬見ヶ崎川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第五六 白川砂防工事施行に関する請願(二件)(委員長報告)

第五七 赤松川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第五八 綱山川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第五九 上吉川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第六〇 金山川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第六一 角川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第六二 塩根川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第六三 泉田川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)

第六四 長岡市内国道補装工事施行に関する請願(委員長報告)

第六五 府県道北高嶺長岡線改修工事促進に関する請願(二件)(委員長報告)

第六六 府県道出雲崎長岡線改修工事促進に関する請願(二件)(委員長報告)

第六七 県道金華山線改修工事施行に関する請願(委員長報告)

第六八 国道二号線中一部改修工事促進等に関する請願(委員長報告)

第六九 北上川改修工事費国庫補助増額等に関する請願(委員長報告)

第七〇 愛媛県壬生川町の防潮対策工事促進に関する請願(委員長報告)

昭和二十七年六月十八日 参議院會議録第五十三号

- 第七十 可愛川改修工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第七二 可愛川、八幡川河水系災害復旧工事等施行に關する請願 (委員長報告)
- 第七三 地すべり事業費国庫補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第七四 治水事業費国庫補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第七五 土木災害復旧事業費国庫補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第七六 戦災復興事業費国庫補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第七七 戦災復興都市計画事業促進に關する請願 (委員長報告)
- 第七八 田道十号線中船沢橋架替に關する請願 (委員長報告)
- 第七九 清津川改修工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第八〇 中津川橋架替に關する請願 (委員長報告)
- 第八一 府県道天伏長岡線中一部改良工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第八二 府県道岡野町十日町線改良工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第八三 府県道松代柏崎線改良工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第八四 府県道新潟安塚線改良工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第八五 府県道小千谷柏崎線改良工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第八六 府県道松代小千谷線補修工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第八七 府県道竹沢堀之内線中一部改良工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第八八 府県道六日町十日町線改良工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第八九 国道十号線中一部改良工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第九〇 天野川改修工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第九一 中津川改修工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第九二 災害復旧工事促進に關する請願 (委員長報告)
- 第九三 函館市の道路、橋等改良工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第九四 吉井、吉野両河川改修工事促進に關する請願 (委員長報告)
- 九五 埼玉県内道路改良工事施行等に關する請願 (委員長報告)
- 九六 関門トンネル開さく工事促進に關する請願 (委員長報告)
- 九七 山口県日本海沿岸重要府県道の国道編入に關する請願 (委員長報告)
- 九八 府県道秋山大割野線改良工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 九九 新潟県道米魚川松本線改良工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 一〇〇 国道十一号線中一部改良工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 一〇一 県道岩村田下仁田線改良工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 一〇二 利根川架橋に關する請願 (委員長報告)
- 一〇三 常願寺川架橋に關する請願 (委員長報告)
- 一〇四 国道十一号線補修工事継続施行に關する請願 (委員長報告)
- 一〇五 筑後川鉄橋幅員擴張に關する請願 (委員長報告)
- 一〇六 仙台、石巻間国道建設促進に關する請願 (委員長報告)
- 一〇七 国道一号線改良工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 一〇八 日勝道路開さくに關する請願 (委員長報告)
- 一〇九 多摩川拜島橋架替に關する請願 (委員長報告)
- 一一〇 江戸川改修工事促進に關する請願 (委員長報告)
- 一一一 茨木駅北方ガード切下げ工事等施行に關する請願 (委員長報告)
- 一二 富山県射水郡海岸護岸工事施行等に關する請願 (委員長報告)
- 一三 国道一号線中浜松市内の幅員擴張工事中止に關する請願 (委員長報告)
- 一四 遠別川砂防工事完成に關する請願 (委員長報告)
- 一五 岐阜県下呂、坂下両町間県道改良工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 一六 木曾川上流水害予防組合経費助成等に關する請願 (委員長報告)
- 一七 名古屋、新潟間港間道路改良工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 一八 日野川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 一九 木谷川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 二〇 天郷川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 二一 小川尻川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 二二 小原川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 二三 船谷、小江尾両河川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 二四 石見、九塚両河川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 二五 小江尾川外二河川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 二六 本谷川外二河川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 二七 伊賀川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 二八 俣野川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 二九 砥波川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 三〇 間地、藤屋両河川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 三一 横路川外二河川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 三二 湯河、野組両河川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 三三 三朝川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 三四 三徳川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 三五 甲川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 三六 伴谷川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 三七 勝田川外二河川の砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 三八 佐陀川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 三九 阿弥陀川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 四〇 東長田川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 四一 見槻川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 四二 八束、春米両河川の砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 四三 落折川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 四四 小畑川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 四五 安藏川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 四六 細見川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 四七 上地川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 四八 蒲生川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 四九 岩美川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 五〇 有富川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 五一 野坂川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 五二 砂見川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 五三 河内川上流砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)

- 第一五四 河内川下流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一五五 勝部川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一五六 府県道川越東京線補装工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一五七 京都府道郷ノ口長野線改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一五八 札幌市北農第一別館接収解除に関する請願 (委員長報告)
- 第一五九 東京都明石小学校接収校舎返還促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一六〇 黒目川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一六一 北上川石島谷町区域内沿岸改修工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一六二 府県道大野見須崎港線完成促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一六三 府県道安来多里線改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一六四 府県道一畑平田線中三浦トンネル開さくに関する請願 (委員長報告)
- 第一六五 鯖石、別山両河川の合流点改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一六六 利根運河工事再開促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一六七 横浜市の接収解除に関する請願 (委員長報告)
- 第一六八 矢作川華母地区改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一六九 国道十四号線廃止反対に関する請願 (委員長報告)
- 第一七〇 清津川砂防えん堤築造工事等に関する請願 (委員長報告)
- 第一七一 府県道彦根桑名線中部改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一七二 過年度災害復旧工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一七三 小災害箇所所復旧工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一七四 県道山横沢北條停車場線中山横沢村地内改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一七五 長崎県江上村安久ノ浦、牛ノ浦両地区の接収に伴う補償に関する請願 (委員長報告)
- 第一七六 名取川災害復旧、改修工事促進等に関する請願 (委員長報告)
- 第一七七 豊沢川左岸災害防除工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一七八 県道高森、木山線改良工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一七九 島根県松江市の接収旅館解除に関する請願 (委員長報告)
- 第一八〇 五十嵐川えん堤築造に関する請願 (委員長報告)
- 第一八一 三用川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一八二 魚野川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一八三 栃原沢川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一八四 千曲川赤坂橋架設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一八五 府県道富山立山線中美
- 第一八六 高知、宇和島両市間直結産業道路開通に関する請願 (委員長報告)
- 第一八七 フラヌイ川宮内野橋の永久橋架替に関する請願 (委員長報告)
- 第一八八 東京都江東地区の根本治水事業促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一八九 山口県沖浦洞道改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一九〇 元荒川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一九一 天塩川本支流河川治水事業に関する請願 (委員長報告)
- 第一九二 県道神戸佐用線改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一九三 利根川総合開発法制定に関する請願 (委員長報告)
- 第一九四 建築基準法第五十五條改正に関する請願 (委員長報告)
- 第一九五 道路法改正に関する請願 (委員長報告)
- 第一九六 道路法改正法案第六二條削除に関する請願(十二件) (委員長報告)
- 第一九七 災害金庫法制定に関する請願 (委員長報告)
- 第一九八 道路法改正法案中一部修正に関する請願 (委員長報告)
- 第一九九 住宅金融公庫法中一部改正に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇〇 日本医療団解散に伴う清算剩余金還元配付の陳情(三件) (委員長報告)
- 第二〇一 あん摩はりきり試験
- 制度廃止反対等に関する陳情(四件) (委員長報告)
- 第二〇二 戦病結核患者の終身保障制度確立に関する陳情 (委員長報告)
- 第二〇三 新潟県の結核病床増設等に関する陳情 (委員長報告)
- 第二〇四 あん摩はり師きり師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する陳情 (委員長報告)
- 第二〇五 療術師法制定反対に関する陳情 (委員長報告)
- 第二〇六 広島県沿海地盤沈下対策に関する陳情 (委員長報告)
- 第二〇七 大分県下のルース台風災害復旧に関する陳情 (委員長報告)
- 第二〇八 仙台、石巻間国道建設促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第二〇九 七北田川改修工事促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第二一〇 東北および北海道の災害復旧事業促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第二一一 昭和二十七年道路路費予算増額に関する陳情 (委員長報告)
- 第二一二 京都府砂防事業費国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)
- 第二一三 国道十一号線、十二号線改修工事促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第二一四 府県道田代越後田沢停車場線中釜川橋架替に関する陳情 (委員長報告)
- 第二一五 指定府県道新瀬、富山線改良工事促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第二一六 道路費予算増額に関する陳情 (委員長報告)
- 第二一七 山口県日本海沿岸重要府県道の国道編入に関する陳情 (委員長報告)
- 第二一八 千種川坂越橋架替に関する陳情 (委員長報告)
- 第二一九 庄川改修工事促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二〇 利根川護岸工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二一 府県道高崎駒形線改良工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二二 府県道関川府屋線改良工事促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二三 府県道北中府屋線中継府屋線改良工事促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二四 茨城県西小沢村地内里川橋を永久橋に架替の陳情 (委員長報告)
- 第二二五 砂防事業費国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二六 祖父川改修工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二七 富山県高岡市、石川縣志雄町間道路改良工事促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二八 天野川改修工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第二二九 防火建築帯造成促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第三〇 十勝沖地震による災害復旧の陳情 (委員長報告)
- 第三一 渉外分務管理委託事務費国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)

昭和二十七年六月十八日 参議院會議録第五十三号

昭和二十七年六月十八日 参議院會議録第五十三号 議長の報告

- 第二三二 東北地方多期交通確保に因應助成の陳情 (委員長報告)
- 第二三三 砂利道補修工事費因庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)
- 第二三四 国道十八号線改良工事促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第二三五 道路補修事業費因庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)
- 第二三六 国道十四号線を国道として存置するの陳情 (委員長報告)
- 第二三七 道路補修新設費因庫補助増額等に関する陳情 (委員長報告)
- 第二三八 公營住宅建設費因庫補助に関する陳情 (委員長報告)
- 第二三九 道路の整備改善等促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第二四〇 県道飯田和田線改良工事施行に関する陳情 (委員長報告)
- 第二四一 国道十一号線中高岡市、石動町間改良工事促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第二四二 県道中津名古屋線改良工事施行等に関する陳情 (委員長報告)
- 第二四三 災害復旧因庫負担金交付に関する陳情 (委員長報告)
- 第二四四 接收解除建物の補償に関する陳情 (委員長報告)
- 第二四五 住宅対策に関する陳情 (委員長報告)
- 第二四六 東北興業株式会社振興に関する陳情 (委員長報告)
- 第二四七 地方自治体に対する住宅金融公庫融資等の陳情 (委員長報告)

- 第二四八 住宅金融公庫の融資等に関する陳情 (委員長報告)
  - 第二四九 北九州新国道工事再開に関する陳情 (委員長報告)
  - 第二五〇 利根川総合開発促進に関する陳情 (委員長報告)
  - 第二五一 道路整備特別措置法制定促進に関する陳情(二件) (委員長報告)
  - 第二五二 住宅金融公庫法中一部改正に関する陳情 (委員長報告)
- 議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗讀を省略いたします。
- 一昨十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
- 内閣委員 赤松 常子君
  - 人事委員 紅鷲 みつ君
  - 同 小酒井善男君
  - 法務委員 鬼丸 義博君
  - 同 一松 定吉君
  - 大蔵委員 上條 愛一君
  - 同 大野 幸一君
  - 同 小林 政夫君
  - 厚生委員 堂森 芳夫君
  - 農林委員 駒井 廉平君
  - 運輸委員 森崎 隆君
  - 郵政委員 鈴木 強平君
  - 労働委員 高橋龍太郎君
  - 建設委員 松浦 定義君
- 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
- 内閣委員 上條 愛一君
  - 人事委員 鬼丸 義博君
  - 同 森崎 隆君
  - 法務委員 紅鷲 みつ君
  - 同 松浦 定義君
  - 大蔵委員 赤松 常子君
  - 同 堂森 芳夫君

同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。

- 未復員者給與法等の一部を改正する法律案(大谷豊清君外七名発議)
- 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。
- 土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(田嶋好文君外三名提出)
- 同日委員長から左の報告書を出した。
- 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案可決報告書
- 漁船乗組員給與保険法案可決報告書
- 公營住宅法の一部を改正する法律案修正議決報告書
- 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案可決報告書
- 離島航路整備法案可決報告書

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員付託した。

- 外資に関する法律の一部を改正する法律案
- 国土総合開発法の一部を改正する法律案
- 日本開発銀行法の一部を改正する法律案
- 同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。
- 自転車競技法等の一部を改正する法律案
- 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
- 緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案
- 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
- 同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
- 緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律
- 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律
- 昨日十七日議員中村正雄君外十三名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。
- 国際労働條約批准促進に関する決議案(中村正雄君外十三名発議)
- 同日衆議院から左の議案を提出した。
- 特定中企業の安定に関する臨時措置法案
- 通商産業委員会に付託引揚同対策審議会設置法の一部を改正する法律案
- 厚生委員会に付託したばこ専売法の一部を改正する法律案
- 大蔵委員会に付託義務教育費国庫負担法案
- 文部委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを衆議院運営委員会に付託した。

- 国会職員法等の一部を改正する法律案(石田博英君外一名提出)
- 同日委員長から左の報告書を出した。
- 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案可決報告書
- 耕土培養法案可決報告書
- 地方公営企業法案可決報告書
- 千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際條約の受諾について承認を求めるの件議決報告書
- 同日内閣から左の答弁書を受領した。
- 参議院議員村尾重雄君提出福井県商工信用協同組合認可遅延に関する質問に対する答弁書
- 同日衆議院から、本院の回付した左の衆議院提出案は、同院において本院の修正に同意しないことを議決し、さきに議決の通り出席議員の三分の二以上の多数で再びこれを可決した旨の通知書を受領した。
- 公益事業令の一部を改正する法律案
- 同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
- 国土総合開発法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。公益事業令の一部を改正する法律 国土総合開発法の一部を改正する法律

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

この際、日程を追加して、国際労働条約批准促進に関する決議案(中村正雄君外十三名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。本決議案につきましては中村正雄君ほか十三名より委員会審査省略の要求書が提出されております。決議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより決議者に対し趣旨説明の発言を許します。波多野林一君。

国際労働条約批准促進に関する決議案

右の議案を発議する。 昭和二十七年六月十七日 発議者

- 中村 正雄 堀木 謙三 木村 守江 波多野林一 村尾 重雄 早川 慎一 菊川 孝夫 重盛 啓治 堀 眞琴 九鬼敏十郎 小林 政夫 上原 正吉 一松 政二 安井 謙 参議院議長佐藤尚武殿

国際労働条約批准促進に関する決議 我々が国は、さきに再び国際労働機関に加盟した。

しかるに同機関において採択されている国際労働条約の中には、わが国において未だ批准していないものが少なくない。これら條約の早急な批准は、わが国の国際信用を高め、貿易の発展を促進し、経済の基盤を強化し、円滑な労働関係を維持することに貢献するものである。

よつて政府は、速やかにこれら国際労働条約批准の手續を執るべきである。 右決議する。

「波多野林一君登壇、拍手」

○波多野林一君 只今上程されました国際労働条約批准促進に関する決議案の提案の趣旨について御説明申し上げます。

先ず決議案を朗読いたします。 国際労働条約批准促進に関する決議 我々が国は先に再び国際労働機関に加盟した。然るに同機関において採択されている国際労働条約のうちには、我が国において未だ批准していないものが少なくない。これら條約の早急な批准は、我が国の国際信用を高め、貿易の発展を促進し、経済の基盤を強化し、円滑な労働関係を維持することに貢献するものである。

よつて政府は速やかにこれら国際労働条約批准の手續をとるべきである。 右決議する。

講和條約の発効に伴い、我が国は被

立し、再び国際社会に復帰するに至りました。従ひまして、国際社会に伍して、その一員としての責務を果し、その責を示して信用を博し、それを維持して行くことが肝要なものであります。而うして国際機関にも種々あります。が、国際労働機関は重要なものの一つでありまして、すでに本年一月現在において世界の六十五カ国がこれに加盟しており、我が国も昨年十一月正式に加盟いたしましたのであります。すでに各位が御承認されました国際労働機関憲章は、その前文において、又附屬書である国際労働機関の目的に関する宣言において、「世界恒久平和は社会正義を基礎とする場合においてのみこれを確立することが出来るものである。」「労働は商品ではない。」「表現及び結社の自由は不断の進歩のために欠くことができない。」「どこかでの貧困はどこでもの繁栄の脅威となる。」「と諷し、その趣旨表現のため、同機関が一九一九年に創立されて以来、すでに百に及ぶ労働条約が採択されており、主要加盟国においては多くの批准を見て、世界における社会正義の確立に大きな貢献をしております。然るに我が国は未だ批准條約数十四の少数に示されるように、労働条約に対しては熱意が少かつた。これは我が国に対する国際不信を招く一の原因になつたことは否まれな一ことであります。以上述べましたように、国際労働條約の批准は、その国の国際信用を高める上に多大の貢献をなすものでありますから、今や我が国が国際社会の一員として堂々と伍して行くためには、世界の文明諸国において常軌的労働條件とも称すべき労働條約を速かに

批准実施することは必要欠くべからざるものであります。よつてここに本決議案を提案いたしました次第であります。 何とぞ御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本決議案は可決せられました。 只今の決議に対し、労働大臣より発言を求められました。吉武労働大臣。

「國務大臣吉武憲市君登壇、拍手」

○國務大臣(吉武憲市君) 只今国際労働条約批准促進に関する決議がなされたのでございしますが、終戦後における日本の労働立法は国際條約の水準に達して居るものも少くございませぬので、御決議の御趣旨に副い、国際信用を高める上からも、できるだけ早い機会に、批准し得るものは批准の処置を講じたいと存じます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、公営住宅法の一部を改正する法律案(田中一君外八名発議)を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。建設委員長廣瀬與兵衛君。

審査報告書 公営住宅法の一部を改正する法律案 右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名

を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年六月十六日 建設委員長 廣瀬與兵衛 参議院議長佐藤尚武殿 多数意見者署名

田中 一 東 隆 赤木 正雄 前田 穰 徳川 宗敬 深水 六郎 小川 久義 石川 榮一 門田 定藏

第二條の改正規定中「及び第十一号」及び「十一 耐火構造」を削り、「次の二号」を「次の一号」に改める。 第五條の改正規定中「耐火構造」を「耐火性能を有する構造」に改める。

要領書 一、委員会の決定の理由 本法案は、第十回国会において制定された公営住宅法の施行後の状況にかんがみ、その運用を更に円滑且つ適正ならしめるため、公営住宅の建設基準、家賃、修繕及び処分に関する規定の整備、その他所要の改正を行わんとするものであつて、妥當なるものと認めらる。 但し、当委員会においては、建設基準の「耐火構造」の定義を建築基準法による規定に限定することは、実際の運用に妥當に欠く点があるため、これを「耐火性能のある構造」に修正した。 二、事件の利害得失 本改正により公営住宅法制定の趣旨を更に徹底せしめるとともに、その運用を円滑且つ實際的ならしめることができる。



訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律  
 第一條 訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。  
 第二條中「七十倍」を「百十倍」に改める。  
 第三條中「百二十円」を「百八十円」に、「三百六十円」を「五百四十円」に、「六百円」を「九百四十円」に、「四百八十円」を「七百五十円」に、「二十四円」を「三十二円」に改める。

第四條第一項中「十五円」を「二十五円」に、「五円」を「八円」に、「十二円」を「二十円」に、同條第二項中「二十円」を「三十円」に、「三十円」を「四十五円」に、「四十五円」を「六十五円」に、「六十円」を「九十円」に、「百円」を「百五十円」に、「百五十円」を「二百二十円」に、「二百円」を「三百円」に、同條第三項中「四十円」を「六十円」に、「八十円」を「百二十円」に、「百三十円」を「二百円」に、「二百円」を「三百円」に、「四百円」を「六百円」に、「六百円」を「九百四十円」に、「百円」を「百五十円」に、「九十円」に、「百四十円」を「二百四十円」に、「二十四円」を「三十二円」に、「四百八十円」を「七百五十円」に、同條第五項中「八十五倍」を「百三十倍」に改める。

第二條 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。  
 附則に次の二項を加える。

9 第七項の規定により改定された恩給及び昭和二十六年一月一日から同年九月三十日まで支給する事由の生じた執行吏の恩給に對しては、同年十月分以降、その年額を九万一千円を俸給年額とみなして算出した年額に改定する。

10 第四項の規定は、前項の規定による恩給年額の改定について、準用する。  
 附則  
 1 この法律中第二條の規定は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。  
 2 第一條の規定の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

昭和二十七年六月十八日 参議院會議録第五十三号 離島航路整備法案

つきましては、前回の国会において成立いたしました恩給法の一部を改正する法律によつて、昭和二十六年十月分以降一萬六千二百円の新給與ベースに基く恩給が支給されておるのであります。そこで、この不均衡を是正するため、執行吏につきましても一般公務員の恩給と歩調を合せ、同月分以降の恩給年額を新給與ベースに基き算出した年額に改訂することとしたのであります。

委員会におきましては慎重に審議をいたしました。その詳細は速記録によつて御了承を願ひたいと存じます。討論に入りまして、伊藤委員より、法の實現の第一線に立つ執行吏の職務遂行の適正化を図るため、最高裁判所において、これに関する規則を制定する等、直ちに適當なる措置をとることを要望して本法案に賛成する旨の発言がありました。かくて採決の結果、多數を以て本法案を可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)  
 ○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。  
 本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。  
 ○議長(佐藤尚武君) 日程第三、離島航路整備法案(衆議院提出)を議題といたします。  
 先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長山縣勝見君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕  
 離島航路整備法案  
 右の本院提出案をここに送付する。  
 昭和二十七年六月十日  
 参議院議長 佐藤尚武殿  
 衆議院議長 林 義治  
 運輸委員長 山縣勝見君

つきましては、前回の国会において成立いたしました恩給法の一部を改正する法律によつて、昭和二十六年十月分以降一萬六千二百円の新給與ベースに基く恩給が支給されておるのであります。そこで、この不均衡を是正するため、執行吏につきましても一般公務員の恩給と歩調を合せ、同月分以降の恩給年額を新給與ベースに基き算出した年額に改訂することとしたのであります。

つきましては、前回の国会において成立いたしました恩給法の一部を改正する法律によつて、昭和二十六年十月分以降一萬六千二百円の新給與ベースに基く恩給が支給されておるのであります。そこで、この不均衡を是正するため、執行吏につきましても一般公務員の恩給と歩調を合せ、同月分以降の恩給年額を新給與ベースに基き算出した年額に改訂することとしたのであります。

委員会におきましては慎重に審議をいたしました。その詳細は速記録によつて御了承を願ひたいと存じます。討論に入りまして、伊藤委員より、法の實現の第一線に立つ執行吏の職務遂行の適正化を図るため、最高裁判所において、これに関する規則を制定する等、直ちに適當なる措置をとることを要望して本法案に賛成する旨の発言がありました。かくて採決の結果、多數を以て本法案を可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)  
 ○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。  
 本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。  
 ○議長(佐藤尚武君) 日程第三、離島航路整備法案(衆議院提出)を議題といたします。  
 先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長山縣勝見君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕  
 離島航路整備法案  
 右の本院提出案をここに送付する。  
 昭和二十七年六月十日  
 参議院議長 佐藤尚武殿  
 衆議院議長 林 義治  
 運輸委員長 山縣勝見君

つきましては、前回の国会において成立いたしました恩給法の一部を改正する法律によつて、昭和二十六年十月分以降一萬六千二百円の新給與ベースに基く恩給が支給されておるのであります。そこで、この不均衡を是正するため、執行吏につきましても一般公務員の恩給と歩調を合せ、同月分以降の恩給年額を新給與ベースに基き算出した年額に改訂することとしたのであります。

この法律は、離島航路事業に関する国の特別の助成措置を定めることにより、離島航路の維持及び改善を図り、もつて民生の安定及び向上に資することを目的とする。  
 (定義)  
 第二條 この法律において「離島航路」とは、本土(本州、北海道、四国及び九州をいう)と離島(本土に附屬する島をいう)とを連絡する航路、離島相互間を連絡する航路その他船舶以外には交通機關がない地点間又は船舶以外の交通機關によることが著しく不便である地点間を連絡する航路をいう。  
 2 この法律において「離島航路事業」とは、離島航路における海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二條第四項に規定する旅客定期航路事業を同法の適用を受けるものをいい、「離島航路事業者」とは、離島航路事業を営む者をいう。

(航路補助)  
 第三條 政府は、離島航路事業者に對し、毎年、予算の範囲内で、当該離島航路の維持を助成するため補助金(以下「航路補助金」という)を交付することができる。  
 (航路補助金の交付の申請)  
 第四條 航路補助金の交付を受けようとする者は、航路補助金の交付申請書に当該離島航路に関する左

の事項を記載した運航計画書、航路損益見込計算書その他省令で定める書類を添附して、運輸大臣に申請しなければならない。  
 一 航路の起点、寄港地、終点及びこれら相互間の距離(航路図をもつて明示すること)  
 二 使用旅客船(予備船を含む)の明細  
 三 運航回数及び発着時刻  
 (航路補助金を交付する場合)  
 第五條 航路補助金は、当該離島航路を維持するため特に必要がある場合であつて、前條の運航計画書に記載された運航計画が当該離島航路について運輸大臣が認める輸送需要度に適合するものでなければ、これを交付してはならない。  
 (運輸大臣の指示)  
 第六條 運輸大臣は、航路補助金の交付を受ける者(以下「補助航路事業者」という)に對し、当該離島航路事業のサービスの改善に關し、必要な指示をすることができ

(運航計画の変更)  
 第七條 補助航路事業者は、第四條の運航計画書に記載された運航計画の変更をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。  
 2 前項の規定により運航計画の変更の認可を受けた者は、当該運航計画の変更につき、海上運送法第十一條の認可を受けることを要しない。  
 (航路損益計算書等の提出)  
 第八條 補助航路事業者は、省令の定めるところにより、当該離島航路に関する航路損益計算書その他の書類を運輸大臣に提出しなければならない。  
 (帳簿等の整理)  
 第九條 補助航路事業者は、当該離島航路事業の損益計算の根拠が明らかであるように関係帳簿及び書類の整理をしなければならない。

の事項を記載した運航計画書、航路損益見込計算書その他省令で定める書類を添附して、運輸大臣に申請しなければならない。  
 一 航路の起点、寄港地、終点及びこれら相互間の距離(航路図をもつて明示すること)  
 二 使用旅客船(予備船を含む)の明細  
 三 運航回数及び発着時刻  
 (航路補助金を交付する場合)  
 第五條 航路補助金は、当該離島航路を維持するため特に必要がある場合であつて、前條の運航計画書に記載された運航計画が当該離島航路について運輸大臣が認める輸送需要度に適合するものでなければ、これを交付してはならない。  
 (運輸大臣の指示)  
 第六條 運輸大臣は、航路補助金の交付を受ける者(以下「補助航路事業者」という)に對し、当該離島航路事業のサービスの改善に關し、必要な指示をすることができ

(運航計画の変更)  
 第七條 補助航路事業者は、第四條の運航計画書に記載された運航計画の変更をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。  
 2 前項の規定により運航計画の変更の認可を受けた者は、当該運航計画の変更につき、海上運送法第十一條の認可を受けることを要しない。  
 (航路損益計算書等の提出)  
 第八條 補助航路事業者は、省令の定めるところにより、当該離島航路に関する航路損益計算書その他の書類を運輸大臣に提出しなければならない。  
 (帳簿等の整理)  
 第九條 補助航路事業者は、当該離島航路事業の損益計算の根拠が明らかであるように関係帳簿及び書類の整理をしなければならない。

(航路補助金の流用の禁止)  
第十條 航路補助金は、その交付の目的以外の用途に使用してはならない。

(航路補助金の交付の停止及び返還)  
第十一條 運輸大臣は、航路補助金の交付を受ける者又は航路補助金の交付を受けた者が左の各号の一に該当するときは、交付すべき航路補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した航路補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることが出来る。

一 第六條の規定による指示に従わなかつたとき。  
二 第七條第一項又は前條の規定に違反したとき。  
三 第八條の規定により提出する書類に虚偽の記載をしたとき。

(建造融資等に対する利子補給)  
第十二條 政府は、金融機関が離島航路事業者等その事業の用に供する船舶の建造又は改造のために融資を受けようとするものに対して融資をするときは、省令の定めるところにより、当該融資額につき利子の補給をする旨の契約を当該金融機関と結ぶことができる。

2 前項の金融機関の範囲は、省令で定める。

3 第一項の規定により政府が利子を補給する旨の契約は、これに基づいて補給すべき利子の総額が国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、これを結ばなければならない。

(利子補給の基準)  
第十三條 前條第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、省令の定めるところにより、金融機関がした当該契約に係る融資の融資残高に對し年四分の割合で計算した金額とする。

(利率)  
第十四條 第十二條第一項の規定により政府が利子の補給をする旨の契約を結んだ金融機関のする当該契約に係る融資の利率は、当該金融機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率を年四分引き下げた利率で当該契約の條件とされたものをこえてはならない。

(配当の許可)  
第十五條 第十二條第一項の規定により政府が利子の補給をする旨の契約を結んだ金融機関のする当該契約に係る融資を受けて船舶の建造又は改造をした離島航路事業者は、当該金融機関が利子の補給を受けている期間に限り、運輸大臣の許可を受けた場合の外、省令で定める割合以上の利益の配当をしてはならない。

(金融機関の法令等の違反に対する措置)  
第十六條 政府は、金融機関が第十四條の規定又は第十二條第一項の規定による契約に違反したときは、当該金融機関のした当該契約に係る融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、又は既に補給した利子の全部若しくは一部の返還を命ずることが出来る。

(立入検査)  
第十七條 運輸大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員にこの法律の規定により助成を受ける離島航路事業者の使用する船舶、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件に関し検査をさせることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、利害関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(罰則)  
第十八條 前條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処す(施行規定)

第十九條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、省令で定める。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 第十二條第一項の規定により政府と金融機関が契約を結ぶことができる融資は、この法律施行の日から十年以内になされるものに限る。

3 海上運送法の一部を次のように改正する。  
第四條中「第二十條の規定により」を「離島航路整備法(昭和二十七年法律第 号)第三條の規定により」に改める。  
第二十條を次のように改める。

4 この法律施行前に海上運送法第二十条の規定により交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

(山縣勝見君登壇、拍手)  
○山縣勝見君 只今議題となりました離島航路整備法案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。  
本法案の目的といたしますところは、離島航路事業が地方民の生活に對つて支配的な關係にありまするにかか

わらず、その公共性のために、従来免許事業として種々の規制を受けております關係上、赤字経営を余儀なくされておるものが少なくないのであります。かかる航路維持のために、適当な国の助成措置を講ずんとするものであります。次に本法案の内容について申し上げますと、第一は、予算の範囲内における航路補助金の交付をなさんとすることであり、第二は、離島航路用の船舶の建造又は改造、これらの資金の融通をいたします金融機関に対して、予算の範囲内において、年四分の利子補給をなしまして、以て低利資金の融通を図らんとするものであります。

以上が本法案の目的並びにその内容の主たるものであります。が、委員会におきましては、本法案の内容の重要であり、また、鑑みまして慎重な審議をいたしました。その中の質疑の主なものを申し上げますと、第一は、離島航路とは如何なるものを言ふのであるかという点、並びに如何なる航路に對してかかる補助金を支給するのであるかという点、政府委員より、「当該航路以外に交通機関がないか、又はありましても極めて不便な場合、又は郵便物或いは生活必需品等を輸送しているもの、なお又損益計算及び原価計算等を詳細に検討いたしました。妥當な経営を行なつてもなお且つ赤字を來たしておるような場合においては、これらの事情を考慮して補助を行うも

のである」という答弁があつたのであります。第二は、「当該の離島航路そのものは赤字であるけれども、他の航路経営によつて事業全体としては黒字を示しておる場合においては、かかる場合の離島航路に對する補助は妥當を欠くものではないか」という質疑があつたのであります。これに對しては、提案者並びに運輸大臣の答弁を総合いたしますと、「本法における航路補助金の支給は離島航路の維持が目的であつて、事業者そのものに対する補助をするのが目的ではない。離島航路は交通機関としての性質以外に道路としての性格を有するので、その公共性に鑑み、経営が維持できないものであるならば、これに對して補助を與えるのが妥當である」と考へるというふうな答弁があつた。なお又大蔵當局より「離島航路が公共の団体によつて経営されておつて、離島航路自体としては赤字であつても、他の収益によつて財政的に余裕のある場合においては、これに對する補助の可否はおのづから別個の問題であるけれども、私企業によつて経営される場合は、離島航路以外の収益によつて仮に黒字となる場合においても、その航路の維持そのものがない、而もその場合においては、かかる航路に對して国が補助をいたすことは妥當である」といふふうな答弁がありました。第三は、「かかる航路の補助をなす場合においては、従来海上運送法においては、離島航路に對して補助を與えておつたのであるけれども、その補助の對象である赤字の査定に當つては、必ずしも公正を期してはいない。従つ

ては、必ずしも公正を期してはいない。従つ

て、今後かくのごとき離島航路の補助をなす場合においては、これらの点に對して政府はどうかうに考へておるか」といふ質問がありました。これに對しては、政府當局より、「今後かような離島航路に対する補助を與える場合においては、適正な基準を設けて、できるだけその公正を期したい」といふ答弁がありました。第四は、「金融措置については、開光銀行等その他を十分に活用して、十分に期待に副うようにしたい」といふ政府當局の言明を信頼して、衆議院におきましては、当初本法案において予定されておりました金融機関に対する損失補償の規定を削除いたしましたのであります。現在、外航船の整備或いは電源開発等によつて相当多額の財政資金を要する場合において、かような法案によつて折角離島航路に対する航路補助を規定いたしましたも、果して目的通り金融措置が講じ得るかどうか」といふことの質問に對しては、大蔵及び安本當局より、「現在のところ、産業設備資金全体として考慮いたしておるので、離島航路整備のための具体的な融資額は言明いたしたい。併しながら、融資の枠の設定等については、折角、政府としても考慮いたしたい。本法案によつて離島航路に対する助成施策を明確にすることによつて金融の用途も付き得る。」「こういふふうな答弁がありましたのであります。第五は、「金融機関に對する利子補給に對しての本年度予算措置の腹案如何」といふ質問に對しては、大蔵當局より、「おおむね期待に副い得る」といふ答弁がありましたのであります。

討論に入りましたところ、一委員より、「離島における地方民の生活を維持いたすために適當な助成策を講ずるのには國としても必要なものと認める。但し助成を目的とする法律が増加する傾向にあるので、これによつて必然的に國民生活の向上に差支えのあるような、いわゆる予算への圧迫を来たすようなことのないようにしたい。従つて、助成に伴う予算措置は國民生活の犠牲の下において行われないう折角考慮さるべきである」といふ要請がありましたのであります。なお「航路補助規定の運用に當つては、單なる書類行政によらないで、質的に内容をよく検討いたして実施されたい」といふ要請があつたのであります。なお又「一委員より、本法案は離島航路の現状においては止むを得ないものであると認める。但し運用を最も慎重にして、航路補助金の減少に努められたら」といふ発言があつたのであります。なお又、一委員より、「本法案は、従来海上運送法の規定によつて実施いたして来た航路補助以外に、金融機関に對する利子補給を規定いたしたところに意義が認められるのであるが、これが運用に當つては、例えば、老朽船によつて運送されておる現在の離島航路そのものの危険性に鑑みて、今後離島航路を改善し、以て民生の安定に資するよう要請する」との趣旨の賛成意見が各委員より述べられ、述べられまして、討論を終りまして、これによつて直ちに採決に入りましたところ、本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告を申し上げます。(拍手)  
 ○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以つて可決せられました。

○議長(佐藤寅次郎) 日程第四、耕土培養法案、(衆議院提出)、日程第五、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案、(内閣提出、衆議院送付)

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。農林委員長羽生三三君。

〔審査報告書は都合により附録に掲げ〕

耕土培養法案  
 右の本院提出案をここに送付する。  
 昭和二十七年六月十二日  
 衆議院議長 林 義治  
 参議院議長 佐藤寅次郎

耕土培養法  
 (目的)  
 第一條 この法律は、食糧その他の農産物の生産の増進及び農業経営の安定を図るため、耕土培養を行うことを目的とする。

第二條 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいふ。

第三條 都道府県知事は、毎年度、当該都道府県の区域内における農地の土質の化学的性質及びその不良の程度、土質の化学的性質が不良であると認められる農地(以下この條において「不良農地」といふ)の分布状況等に関し、省令で定めるところにより都道府県が行う調査の結果に基づき、左に掲げる基準に適合すると認められる地域を耕土培養地域として指定する。

第四條 前條第一項の規定による指定があつた地域(以下「耕土培養地域」といふ)の全部又は一部をその区域内に含む市町村の長は、市町村農業委員会(市町村農業委員会が二以上あるときは、耕土培養地域の全部又は一部をその区域内に含む市町村農業委員会)の意見を聞いて、当該区域に属する耕土培養地域の部分内にある農地について

耕土培養地域内の不良農地について、耕土培養の実施が技術的及び経済的に可能であること。

二 その地域がおおむね密着する不良農地から成り、且つ、その地域の面積が農林大臣の定める面積以上であること。

三 都道府県知事は、前項の規定による指定をするには、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。

四 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

五 第一項の規定による指定は、当該年度に限り、効力を有する。

第六條 前條第一項の規定による指定があつた地域(以下「耕土培養地域」といふ)の全部又は一部をその区域内に含む市町村の長は、市町村農業委員会(市町村農業委員会が二以上あるときは、耕土培養地域の全部又は一部をその区域内に含む市町村農業委員会)の意見を聞いて、当該区域に属する耕土培養地域の部分内にある農地について

一 その地域内の不良農地について、耕土培養の実施が技術的及び経済的に可能であること。

二 その地域がおおむね密着する不良農地から成り、且つ、その地域の面積が農林大臣の定める面積以上であること。

三 都道府県知事は、前項の規定による指定をするには、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。

四 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

五 第一項又は第二項の対策調査が終了したときは、都道府県知事は、当該市町村長に對し、遅滞なく、当該調査の結果に基づき決定した当該農地についての耕土培養の実施の要否を指示するとともに、耕土培養の実施を必要とする旨の指示をする場合に必要事項を勧告しなければならない。

六 市町村長は、前項の規定による指示を受けたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

第七條 市町村長は、前條第五項の規定により耕土培養の実施を必要とする旨の指示を受けたときは、

その指示に係る農地(以下「耕土培養地」という。)につき、同項の勸告に基き当該市町村の耕土培養事業計画を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前項の耕土培養事業計画は、左に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 耕土培養地
- 二 耕土培養事業の施行者
- 三 耕土培養事業の施行の方法
- 四 その他省令で定める耕土培養事業に關し必要な事項

3 前項第二号の耕土培養事業の施行者は、市町村、耕土培養地につき所有権その他の権原に基き耕作の業務を営む者(以下「耕作者」という。)又は農業団体とする。

4 市町村長は、第一項の耕土培養事業計画を定めるには、あらかじめ、市町村農業委員会(市町村農業委員会が二以上あるときは、耕土培養地をその区域内に含む市町村農業委員会)の意見を聞き、且つ、耕作者が耕土培養事業を行う場合又は耕作者のために市町村が耕土培養事業を行う場合にあつてはその耕作者からそのことに関する同意を、農業団体が耕作者のために耕土培養事業を行う場合にあつてはその農業団体及び耕作者からそのことに関する同意を得なければならない。

5 都道府県知事は、第一項の承認の申請を受けたときは、その申請に係る耕土培養事業計画の内容がこの法律(これに基き命令を含む。)の規定に違反せず、且つ、省令で定める基準に適合すると認めるときは、その承認をしなければならない。

6 市町村長は、第一項の承認を受けたときは、遅滞なくその旨を公示し、且つ、第四項に規定する同意をした者に通知するとともに、その承認を受けた耕土培養事業計画を公表しなければならない。

7 第一項の承認を受けた耕土培養事業計画の変更については、前六項の規定を準用する。

8 耕土培養事業は、第一項(前項)において準用する場合を含む。)の承認を受けた耕土培養事業計画に準拠して行われなければならない。(指導及び監督)

第六條 都道府県は、市町村、耕作者又は農業団体に対し、耕土培養事業の施行に關し必要な指導を行うものとする。

2 農林大臣又は都道府県知事は、それぞれ、都道府県知事又は市町村長若しくは耕土培養事業の施行者に対し、耕土培養に關し必要な報告を求めることが出来る。(立入調査等)

第七條 都道府県知事は、この法律施行のため必要があると認めるときは、その職員をして、あらかじめ当該農地の占有者に通知させた上で、農地に立ち入つて調査させ、又は調査のため必要な最少量に限り土じより若しくは農作物を採取させることができる。

2 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。(補助)

第八條 国は、毎年度予算の範囲内において、都道府県に対し、左の各号に定めるところにより、補助する。

一 第三條第一項に規定する調査、第四條第一項及び第二項の対策調査並びに第六條第一項の規定による指導に要する経費について、その全部

二 耕土培養事業において施用する物の購入に要する経費につき都道府県が耕土培養事業の施行者に補助する経費について、その全部又は一部

2 前項の規定による補助に關し必要な事項は、政令で定める。

(奨励措置)

第九條 国は、耕土培養事業の施行を円滑にするため、耕土培養事業の施行者及び耕土培養のために施用する物又は耕土培養の効果を確認するため施用を必要とする肥料の供給を行う者に対し、資金の融通又は、旋その他必要な奨励措置を講ずる。

(開拓地についての特例)

第十條 農地法(昭和二十七年法律第十号)第六十一條各号の一に該当し、又はしていた土地であつて農地となつたものうち同法第七十四條に規定する三年の期間を経過するまでのものについては、政令で、第三條から第七條までの規定の特例を定めることができる。

2 自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第四十一條第一項第一号、第三号又は第四号に該当する土地であつて農地となつたものうち同條の規定、同條第四項に準用する同法第二十八條の規定又は農地法施行法(昭和二十七年法律第 号)第三條の規定による売渡の時期から起算して八年を経過するまでのものについて、前項と同様とする。

(特別地方公共団体に関する特例)

第十一條 この法律の規定中市町村又は市町村長に關する規定は、都特別区又は特別区の長に、町村組合で町村の事務の全部又は役場事務を共同処理するものがある場合においては、当該町村組合又はその管理者に適用する。

附則

1 この法律の施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。但し、第十條第一項の規定及び同條第二項中農地法施行法第三條に係る部分の規定は、本文の規定による施行期日又は農地法施行

の日のいずれか遅い日から施行する。

2 この法律施行前に都道府県が行つた第三條第一項に規定する調査に相当する調査であつて農林大臣が指定するものは、同項の規定の適用については、同項に規定する調査とみなす。

3 農林漁業資金融通法(昭和二十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号及び第三條第一項の表の貸付金の種類の欄の第一号中「農地又は牧野の改良、造成又は復旧」を「農地若しくは牧野の改良、造成若しくは復旧又は農地についての耕土培養」に改める。

第三條第一項の表の貸付金の種類の欄の第一号中「公共事業費による補助事業に係るもの」の下に「及び耕土培養法(昭和二十七年法律第 号)による耕土培養事業に係るもの」を、同條第二項中「公共事業費による補助事業に係るもの」の下に「耕土培養法による耕土培養事業に係るもの」を加える。

4 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 耕土培養に要する経費

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十七年六月十二日

参議院議長 佐藤尚武殿

衆議院議長 林 義治

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條 前條の規定による貸付金(以下貸付金という。)の償還は、次項に規定するものを除き、償還期間二十年(すなはち置期間を含む)以内、年利三分六厘五毛の均等年賦償還の方法によるものとする。

前條第一号の資金を政令で定める者に貸し付ける場合の貸付金の償還は、償還期間五年(すなはち置期間を含む)以内、年利五分五厘の均等年賦償還の方法によるものとする。

政府は、前二項の規定にかかわらず、左の場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求することができる。

一 貸付金の償還をすべき者の申出があつたとき。

二 貸付金の償還をすべき者が年賦金の支拂を怠つたとき。

三 前條の規定による貸付を受けたる者(その者が法人であるときは、その法人を組織する者を含む)が貸付金をその貸付の目的以外の目的に供したとき。

四 前條の規定による貸付を受けた者(その者が法人であるときは、その法人を組織する者)がその営む耕作の業務を怠り、又は廃止したとき。

第一項及び第二項のすえ置期間は、貸付の日の属する会計年度の初日から起算し、前條第一号の資金を第一項の規定により貸し付ける場合は五年、第二項の規定により貸し付ける場合は二年、同條第二号の資金を貸し付ける場合は五年、同條第三号の資金を貸し付け

る場合は一年とし、その期間中は、無利子とする。

第三條第三項中「前條第一項本文」を「前條第一項又は第二項」に、第六條第三項中「第二條第一項」を「第二條第一項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔羽生三七君質問、拍手〕

○羽生三七君 只今議題となりました耕土培養法案につきまして、農林委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

報告に先立ちまして、本法案が提出せられるに至りました経緯について簡単に申述べておきたいと存じます。我が国の農耕地の土壌の生産力は、自然的並びに人為的諸条件によつて減耗が甚だしく、特に戦時戦後を通じて、久しきに亘つて略率的な農業が営まれました結果、その衰退は著しいものがありまして、これをそのまま放任するに於いては、やがては荒廃を招くこととなり、我が国農業上看過することのできない重大問題であるとの見解を以て、参議院農林委員会におきましては、夙にここに關心を拂ひ、過ぐる昨年五月末、農耕地土壌生産力増進対策の確立に關し政府に申入れ、その実現を推進して参りましたところ、甚だ不十分ではあります。本年度予算に必要な経費が計上せらるるに至つたのであります。ところが、この事業を強力且つ計画的に実施するため、併せて立法措置をも講ずべきであるとし、かねて研究が進められておりましたところ、漸く成案が得られ、その取扱について話合の結果、衆議院に提出することとなり、衆議院を全会一致を以て通過し

て、本院に送付せられたのであります。

本法案の内容は、大要次のようであります。第一は、耕土培養地域の指定でありまして、都道府県知事は、農林大臣の指示に従つて、管内の農地について調査を行い、耕土培養を実施するに必要があると思われる地域について、都道府県農林委員会の意見を聞き、農林大臣の承認を受けて、耕土培養地域として指定し、これを公示して、耕土培養事業を集中的且つ効果的に遂行しようとするものであります。第二は、対策調査、即ち耕土培養の具体的な方法を明らかにするために、耕土培養区域をその区域内に含む市町村の長は、市町村農林委員会の意見を聞いて、都道府県に對策調査の実施を請求するのであります。第三は、耕土培養事業計画の樹立でありまして、市町村長は、對策調査の結果に基き、勧告に従ひ、市町村農林委員会の意見を聞き、且つ関係者の同意を得て、その市町村の耕土培養事業の総合的計画を定め、都道府県知事の承認を受けるのであります。而して、耕土培養事業はこの計画に準拠して行われることとなり、事業の施行者は、市町村、耕土培養地を耕作する農業者又は農業団体となるのであります。第四は、国の補助奨励措置及び指導監督でありまして、国は、耕土培養地域指定のための調査、對策調査及び耕土培養事業の指導に要する経費並びに事業施行者が耕土培養のため施用する資材の購入費に對して補助金を交付すると共に、耕土培養事業の施行者及び耕土培養において施用する資材又は肥料の供給を行つる者

に、資金の融通等の奨励措置を講じ、併せて事業施行に關し必要な指導を行うのであります。第五は、開拓地に對する特例でありまして、開拓地の特殊性に鑑みまして、開拓地に對しては政令によつて特例を設けることができることとしたのであります。

委員会におきましては、国内における不良耕土の分布並びにこれが消長、政府における耕土培養事業計画及びその計費予算並びにこれが拡大、本法案がその狙いとする不良耕土の改良と共に堆肥の増産及び施肥の合理化等による地力の増進、耕土培養のため供用する肥料その他の資材の供給の確保、すでに成立した各種特殊地帯振興に關する法律と本法案との關係並びにこれが調整、耕土培養事業の施行主体及び実施方法、その他の問題に關して、提案者及び政府当局との間に質疑が行われたのであります。これが詳細については會議録に譲ることをお許し願ひたいと存じます。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、小林亦治委員から、立法と行政並びに立法と財政の観点において、国政全般から見て基本的な法律の実現を期待して賛成があり、岡村委員から、今日に至つてかかる立法を必要とするような農業政策の貧困を遺憾とし、本法に甘んずることなく、進んで地力培養の根本對策の確立を要望し、更に農林委員会の経費を増額し、これが活動の促進を希望して賛成があり、続いて採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に開拓者資金融通法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

昭和二十一年度に成立いたしました開拓者資金融通法に基き、政府は、毎年度開拓者又はその組織する法人に對して、営農資金、住宅資金及び共同施設資金を貸付けて來ていたのであります。が、昭和二十三年度以前の入植者については、當時は物価の暴動が激しく、従つて予算に基いて貸付けた資金では当初予想した営農資材を取得することができなかつたため、当時の入植者のうちには未だ營農安定を得ていない者がある現状であります。この際これらの入植者の營農の安定を促進するため、これらの入植者に對しては特別に重ねて營農資金を貸付ける機会を與えることとなさんとするが、本法案が提出されるに至りました理由であります。而して開拓者營農資金は、一般には、据置期間五カ年を含めて償還期間が二十年以内、年利三分六厘五毛の均等年賦償還方法によるものと規定せられておるのであります。が、今回の改正規定による特別資金は、二度目のこととでありますので、据置期間二カ年を含めて償還期間五年以内、年利五分五厘の均等年賦償還の方法によることとなさんとするものであります。

委員会におきましては、農林当局との間に、開拓者の入植、離脱及び營農等の状況並びに入植者の指導及び助成、開拓農協同組合の指導及び検査、今回計画せられた特別資金の融資計画、特別資金の償還期間及び金利について、特に従来行われて來ている一般資金との比較において、その適否並びに償還の能否、並びに一般資金及び特別資金のコスト及びこれが貸付方法、開拓者資金の在り方、増反開墾の助成等の問題について、質疑が交わされたのであります。特に今回計画せられた特別資金の貸付計画、金利及び償還期間に對し、政府当局からは、本資金は一般資金に追加して融通せられるものであつて、昭和二十三年度以前の入植者の大家畜の購入資金に充當し、資金の他に転用を防ぐため原則として現物融資の取扱をした。金利はできるだけ低きを望むのであるが、併し中期資金制度を確立する意味から年五分五厘とした。これは別途本年度から実施せられることになつた家畜導入資金の最終金利七分五厘に比べては高くない。資金の回転率を高めて資金能率の向上を図るため、償還期間は二カ年据置き三カ年平均年賦とした。家畜の増殖を前提として考へるとき、資金の償還は可能と認められる一等の趣旨の答弁があり、これに對して更に、資金の枠の拡大、金利の引下げ、及び農林中央金庫によつて一般貸付を行い、これに對する利子補給制度に關する検討等に關して、要望或いは意見の開陳が行われたのであります。が、これら審議の内容の詳細は會議録で御承知を願ひたいと存じます。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、片柳委員から、「政府において今後金利の引下げに努力し、若し金利の引下げが困難であれば、中期資金確保のため、政府資金よりむしろ農林中央金庫の機構を活用して一般融資を行い、これに對し利子の補給を研究すること」を要望して賛成があり、小林亦治委員から、「開拓事業は国の責任と國の負担において断行すべきであつて、引揚者、農家の次三男及び貧農の犠牲において政府がふところ手をし

て、特に今回計画せられた特別資金の貸付計画、金利及び償還期間に對し、政府当局からは、本資金は一般資金に追加して融通せられるものであつて、昭和二十三年度以前の入植者の大家畜の購入資金に充當し、資金の他に転用を防ぐため原則として現物融資の取扱をした。金利はできるだけ低きを望むのであるが、併し中期資金制度を確立する意味から年五分五厘とした。これは別途本年度から実施せられることになつた家畜導入資金の最終金利七分五厘に比べては高くない。資金の回転率を高めて資金能率の向上を図るため、償還期間は二カ年据置き三カ年平均年賦とした。家畜の増殖を前提として考へるとき、資金の償還は可能と認められる一等の趣旨の答弁があり、これに對して更に、資金の枠の拡大、金利の引下げ、及び農林中央金庫によつて一般貸付を行い、これに對する利子補給制度に關する検討等に關して、要望或いは意見の開陳が行われたのであります。が、これら審議の内容の詳細は會議録で御承知を願ひたいと存じます。

て、特に今回計画せられた特別資金の貸付計画、金利及び償還期間に對し、政府当局からは、本資金は一般資金に追加して融通せられるものであつて、昭和二十三年度以前の入植者の大家畜の購入資金に充當し、資金の他に転用を防ぐため原則として現物融資の取扱をした。金利はできるだけ低きを望むのであるが、併し中期資金制度を確立する意味から年五分五厘とした。これは別途本年度から実施せられることになつた家畜導入資金の最終金利七分五厘に比べては高くない。資金の回転率を高めて資金能率の向上を図るため、償還期間は二カ年据置き三カ年平均年賦とした。家畜の増殖を前提として考へるとき、資金の償還は可能と認められる一等の趣旨の答弁があり、これに對して更に、資金の枠の拡大、金利の引下げ、及び農林中央金庫によつて一般貸付を行い、これに對する利子補給制度に關する検討等に關して、要望或いは意見の開陳が行われたのであります。が、これら審議の内容の詳細は會議録で御承知を願ひたいと存じます。

昭和二十七年六月十八日 参議院會議録第五十三号 耕土培養法案外一件

ているような措置は排除せらるべきであり、従つて、従来の枠を超えて必要な資金を長期且つ無利子で融通すべきであつて、今後政府の努力を信頼する」として賛成があり、岡村委員から「開拓者に対しては国において必要な条件を整備して入植せしめるべきであつて、資金は無利子で融資すべきであり、且つ開拓者の指導に万全を期すべきである」と要望せられて賛成があり、統いて採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)  
 ○議長(佐藤尚武君) 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。小林亦治君。

(小林亦治君登壇、拍手)  
 ○小林亦治君 私は、只今上程の開拓者資金融通法の一部を改正する法律案に対し、止むを得ず賛成する理由を、只今委員長の御報告に加えて、討論を以て述べてみたいと存じます。

食糧の自給は国の独立にとつて最小限度の要件であると同時に、軍備よりも何よりも真つ先に取上げられなければならないことは、殆んど常識であるにもかかわらず、政府にその熱意が足らぬために、私はしばしば本壇上より警鐘を乱打して参つております。年間食糧が今日なお二千万石程度の不足を告げておるのに、領土の狭い日本におきましては、食糧自給対策としては土地改良と開拓以外に途はないのであります。極く最近に、政府は食糧増産五カ年計画をして、これに二、三千億円の予算を投ずる旨を仄めかしておるが、若しこれが選挙目当ての空念仏でない

といいたしましたならば、政府は今後二千万石程度の増産のためにみずから開拓に当らなければなりません。従つて、開拓を希望する者ならば、これを遇するに全額国庫負担をなすべきは当然であります。にもかかわらず、困窮せる昭和二十三年度以前の入植開拓者に僅かに目業ほどの二億一千七百万円の融資をなすに当つて、従来の金利三分六厘五毛を逆に引上げて、これを五分五厘に高きしたことは、入植者の足下を見すかした金貸し根性であると申上ぐるのほかに、誠に遺憾に存する次第であります。若し今日の日本に、求めて職なき幾百万の引揚者がおらなかつたならば、又農村に溢れておるところの次三男がおらなかつたならば、更に又農家に転業せんとする困窮労働者がおらなかつたならば、政府は既成農家に頭を下げて、而も高額の報酬を拂つて、みずから開拓をせねばならんことになりましょう。不幸にして敗戦日本に数百万の引揚者、次三男、失業労働者が溢れているという悲惨なる状態を、政府はこれ幸いとて、あたかもこれらの犠牲を目当てに開拓をなさんとすることが、再び奴隷農業を復活するものとはならないであらうか。その余りにも中世的であり、封建的にして、資本家的ではありませんまいか。開拓者に入植者に対しては、殆んど全額助成が当然であるのに、その福利厚生までも手の届かないところのぎりぎりの當農資金は、たか／＼長期無利息であつてよいはずであります。私は開拓者に対する融資を図るこの法案には、原則的には賛成するものの、従来よりも高い利息を取らんとする本法案の第二條の、いわゆる融資条件に

は、納得の行きかぬものがあるのではあります。政府は農林委員会における以上の私の所論を承認されまして、近き将来にこの要請に応える旨の誓約をなされたので、私はこれを公約として受取つた上で、本法案は無きに優る程度の飽き足らざる感のままに、止むを得ず賛成するものであります。(大臣はおらんぞ)と呼ぶ者あり、拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。先づ耕土培養法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に開拓者資金融通法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、漁船乗組員給與保險法案(衆議院提出)を議題といたします。先づ委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

漁船乗組員給與保險法案  
 右の本院提出案をここに送付する。  
 昭和二十七年六月七日  
 衆議院議長 林 義治  
 参議院議長 佐藤尚武君

第一章 総則  
 第一節 目的

第一條 この法律は、当分の間、保険の方法によつて、漁船の乗組員が抑留された場合における給與の支拂を保障し、もつて、漁船の乗組員の生産意欲を保持し、あわせて、漁業経営の安定に資することを目的とする。

第二條 漁船乗組員給與保險は、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の規定による漁船保険組合が行う漁船乗組員給與保險事業及び政府が行う再保險事業により行ふ。

第三條 この法律において「漁船乗組員給與保險」(以下「給與保險」という。)とは、乗組員が抑留された場合に、その抑留期間中事業主が当該乗組員に対して支拂うべき給與の全部又は一部に代えて保険金を支給するために行ふ保険をいう。

2 この法律において「乗組員」とは、事業主に預備されて、漁船(漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二條第一項(漁船の定義)に規定する漁船をいう。)に乗り組む者をいう。

3 この法律において「給與」とは、賃金、給料、手当その他名称の如何を問はず、雇傭関係に基づき、事業主が乗組員に支拂うべきすべてのものをいう。但し、賞與その他これに準ずるもので省令で定めるものについてはこの限りでない。

4 この法律において「抑留」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されることをいう。

第二章 漁船乗組員給與保險(保険者)  
 第四條 漁船保険組合(以下「組合」という。)は、總會又は総代会(以下「總會」という。)の議決を経て、この法律の定めるところにより、その区域内に住所又は事務所を有する事業主につき、漁船乗組員給與保險事業(以下「給與保險事業」という。)を行ふことができる。

2 組合は、前項の規定により給與保險事業を行おうとするときは、總會の議決を経て、省令の定めるところにより、定款にその旨を記載し、且つ、給與保險事業に関する約款を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

(保険加入)  
 第五條 事業主は、給與保險に加入しようとするときは、左に掲げる事項その他省令で定める事項を記載した申込書を組合に提出しなければならない。

一 契約金額(当該契約に係る乗組員の全員が抑留された場合に組合が支拂うべき一箇月分の保

險金の額をいう。以下同じ。

二 漁船名並びにその乗組員の氏名及び職名

三 契約金額に基き組合が支拂すべき一箇月分の保険金の各乗組員についての内訳(以下「内訳保険金額」という。)

四 保険金受取人の氏名又は名称及び住所

五 各乗組員の給與月額

2 前項の規定による給與保険加入の申込は、漁船ごとに、当該乗組員の全員についてしなければならない。

(契約金額)

第六條 契約金額は、各乗組員の給與月額の合計額をこえ、又はその百分の六十を下るものであつてはならない。

2 契約金額は、保険契約が成立した後においては、変更することができない。

(内訳保険金額)

第七條 内訳保険金額は、各乗組員の給與月額の合計額で契約金額を除いて得た数を、各乗組員の給與月額に乗じて、算出する。

(給與月額)

第八條 給與月額は、事業主が当該乗組員に対し、雇傭契約に基き抑留期間中において支拂うべき一箇月分の給與の額とする。

2 事業主は、給與月額を定める場合には、当該乗組員の同意を得なければならない。

(保険金受取人)

第九條 事業主は、第五條第一項第四号の保険金受取人を定める場合は、各乗組員の指定に従つてしな

ければならない。

(保険引受拒否の制限)

第十條 組合は、事業主から給與保険契約の申込があつたときは、これに對して、正当な事由がなければ給與保険の引受を拒むことができない。

(保険加入の申出及び保険加入の義務)

第十一條 乗組員は、漁船ごとに、当該漁船の乗組員の總数の二分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、その事業主に対し、給與保険に加入すべき旨の申出をすることが出来る。

2 前項の申出があつたときは、事業主は、正当な事由がある場合の外、遅滞なく当該漁船の乗組員に係る給與保険に加入しなければならない。

(保険契約の成立)

第十二條 給與保険契約は、組合が保険料を受け取つたときに成立する。

2 組合の給與保険契約に基き保険金の支拂責任は、約款で別段の定をした場合の外、保険契約が成立した日の翌日から始まる。

(乗組員への通知義務)

第十三條 給與保険契約が成立したときは、事業主は、遅滞なく当該乗組員にその旨を通知しなければならない。当該保険契約の内容につき変更があつたときも、同様とする。

(保険期間)

第十四條 給與保険の保険期間は、四箇月とする。但し、組合は、省令の定めるところにより、約款で別段の定をすることが出来る。

(保険契約の内容の変更)

第十五條 事業主は、給與保険契約が成立した後において、乗組員の異動等により第五條第一項の申込書に記載した事項について変更があつたときは、遅滞なく、省令の定めるところにより、組合に変更の通知をしなければならない。この場合において、契約金額が乗組員の給與月額の合計額をこえることとなるときは、第七條の規定にかかわらず、内訳保険金額は、当該乗組員の給與月額に相当する額とし、契約金額が乗組員の給與月額の合計額の百分の六十を下ることとなるときは、第六條第二項の規定にかかわらず、契約金額を乗組員の給與月額の合計額の百分の六十をこえる額まで増額しなければならない。

2 前項後段の場合においては、事業主は、省令の定めるところにより、当該増額分に対する保険料を支拂わなければならない。

3 組合が第一項の通知を受領したとき(同項後段の場合にあつては前項の規定による保険料の支拂があつたとき)は、その時において給與保険契約は当該事項につき変更があつたものとみなす。

(事業主の通知義務)

第十六條 事業主は、乗組員が抑留されたときは、約款の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。当該乗組員につき抑留が終つたときも、同様とする。

(組合の支拂責任)

第十七條 組合は、乗組員が抑留された場合には、当該乗組員が抑留された日の属する月から当該乗組員につき抑留が終つた日の属する月まで、当該乗組員に係る保険金を支拂う。

2 前項の規定の適用については、乗組員が、たい捕された時に、抑留が始まつたものとし、抑留を解かれて日本国に上陸した時、又は抑留中に死亡したことが判明した時に、抑留が終つたものとする。

(保険契約の失効)

第十八條 給與保険契約は、当該契約に係る乗組員につき、前條の規定により組合が保険金を支拂うべき最初の抑留があつたとき(同一航海において救回の抑留があつた場合は、その最後の抑留があつたとき)は、保険金の支拂に関する事項を除き、その効力を失う。

(保険金の支拂)

第十九條 第十七條第一項に規定する保険金の支拂は、事業主に対する支拂に代えて、第五條第一項の規定により申込書に記載した当該乗組員の内訳保険金額に従ひ、その月分を省令の定めるところにより、保険金受取人に直接支拂わなければならない。但し、抑留された日の属する月及び抑留の終つた日の属する月に支拂うべき保険金の額は、当該内訳保険金額をそれぞれその月における抑留日数に應じて日割計算して得た額とする。

2 組合は、前項の規定により保険金を支拂つたときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

(組合の免責事由)

第二十條 組合は、乗組員についての抑留が、國際法規、法令又は法令に基き命令に違反して航行し又は操業したために生じたときは、保険金支拂の責を免れることができる。

(保険金の滞付)

第二十一條 組合は、事業主が、第十六條の規定による通知をしなかつたため又は虚偽の通知をしたために誤つて保険金を支拂つた場合には、当該事業主に、当該誤拂に係る保険金の額に相当する金額を納付させることができる。

2 前項の場合における誤拂に係る保険金については、事業主がその金額に相当する額の給與を当該乗組員に支拂つたものとする。

(重複保険の禁止)

第二十二條 事業主は、乗組員につき、重ねて給與保険に加入することができない。

(組合の経理)

第二十三條 組合の給與保険に関する会計は、他の会計と区分して経理しなければならない。但し、附加保険料及び事務費についてはこの限りでない。

(支拂備金等の積立)

第二十四條 組合は、毎事業年度の終において存する給與保険につき、省令の定めるところにより、支拂備金及び責任準備金を積み立てなければならない。

2 給與保険の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(支拂備金等の積立)

第二十四條 組合は、毎事業年度の終において存する給與保険につき、省令の定めるところにより、支拂備金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(支拂備金等の積立)

第二十四條 組合は、毎事業年度の終において存する給與保険につき、省令の定めるところにより、支拂備金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(準備金の積立)

第二十五條 組合は、給與保險の會計における不足金の補てんに備えるため、毎事業年度、給與保險の會計において生じた剰余金の全部を準備金として積み立てなければならない。

(約款の変更)

第二十六條 組合は、總會の議決を経て、約款を変更することができる。  
2 約款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 農林大臣は、給與保險の保険料率についての約款の変更を命ずることができる。

4 前項の規定による約款変更の命令があつた場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その命令により、約款変更の効力を生ずるものとする。

(事業の廃止)

第二十七條 組合が給與保險事業を廃止しようとするときは、總會においてその旨を議決し、且つ、定款の変更を行わなければならない。

2 組合が給與保險事業を廃止したときは、当該事業の廃止に係る定款変更の認可があつたときに、給與保險契約は、その効力を失う。  
3 前項の場合には、組合は、まだ経過しない期間に対する保険料を

拂いもどさなければならない。

4 組合が給與保險事業を廃止したときは、理事は、遅滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

(解散の効果)

第二十八條 組合が解散したときは、合併の場合を除いては、給與保險契約は、その効力を失う。  
2 前項の場合には、前條第三項の規定を準用する。

(剰余金の納付)

第二十九條 組合は、前二條の場合に、給與保險の會計において生じた剰余金を漁船再保險特別会計に納付しなければならない。

(事務費の補助)

第三十條 政府は、予算の範囲内において政令の定めるところにより、毎会計年度、組合の給與保險事業につき、その事業費の一部を補助することができる。

(漁船損害補償法等の準用)

第三十一條 組合の給與保險については、漁船損害補償法第十二條(非課税)、第三十七條(保険証券の交付及び記載事項)、第四十條(相殺できない場合)及び第四十一條(保険金額の削減)並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十二條から第六百四十五條まで及び第六百六十三條(損害保険の総則)の規定を準用する。こ

の場合において、漁船損害補償法第十二條中「漁船損害補償」とあるのは「漁船乗組員給與保險」と、第三十七條及び第四十條中「組合員」とあるのは「事業主」と、第四十一條中「定款」とあるのは「約款」と読み替へるものとする。

第三章 政府の再保險事業

(再保險者)

第三十二條 政府は、組合が給與保險事業によつて事業主に負う保險責任を再保險するものとする。

(再保險金の前渡等)

第三十三條 政府は、組合が保險金の支拂をしようとする場合において、必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、当該保險責任に係る再保險金を当該組合に前渡することができる。

(再保險料の拂もどし)

第三十四條 政府は、組合が第二十七條第三項(第二十八條第二項に七條第三項)において当該保險金において準用する場合を含む)の規定により保険料の拂もどしをしたときは、政令の定めるところにより、再保險料の一部を拂いもどさなければならない。

(漁船損害補償法等の準用)

第三十五條 政府の再保險については、漁船損害補償法第十五條から第十七條まで、第一百十九條から第二百一十一條(第二号を除く。)まで(政府の再保險事業)及び第四百三十三條(再保險事業に関する事務費の繰入)並びに商法第六百四十三條及び第六百六十三條(損害保険の総則)の規定を準用する。

は、漁船損害補償法第十五條から第十七條まで、第一百十九條から第二百一十一條(第二号を除く。)まで(政府の再保險事業)及び第四百三十三條(再保險事業に関する事務費の繰入)並びに商法第六百四十三條及び第六百六十三條(損害保険の総則)の規定を準用する。

この場合において、第一百五條及び第一百十九條中「その組合員」とあるのは「事業主」と、第二十條中「保險事故が発生したと認めるとき」とあるのは「漁船乗組員給與保險法第十六條の規定による通知を受けたとき」と、第二十一條中「てん補した」とあるのは「支拂つた」と、「定款」とあるのは「約款」と読み替へるものとする。

第四章 雜則

(給與との関係)

第三十六條 事業主は、第十七條の規定により組合が保險金を支拂うべき御留があつた場合において、当該乗組員に対する給與の全部又は一部を支拂つて、その支拂つた金額の範囲内において当該保險金に係る保險金受取人となることができる。この場合においては、第十五條第一項前段の規定を準用する。

(所得税等との関係)

第三十七條 組合が第十九條第一項の規定により保險金を支拂つたときは、事業主は、その保險金の額に相当する金額につき、当該乗組員に対する給與支拂の責を免れらる。

(保険料の転嫁禁止)

第三十九條 事業主は、給與保險に係る保險料を乗組員に負担させてはならない。

(委任事項)

第四十條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、省令で定める。

第五章 罰則

第四十一條 左の場合には、事業主を一万円以下の過料に処する。  
一 第八條第二項の規定に違反したとき。

第二十五條 組合が第十九條第一項の規定により保險金を支拂つたときは、事業主は、その保險金の額

に相当する金額につき、当該乗組員に対する給與支拂の責を免れらる。

第三十八條 組合が第十九條第一項の規定により支拂つた保險金(第三十六條の規定により事業主に支拂つた保險金を除く)は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定の適用については、当該乗組員の受ける給與とみなす。

2 船員保險に係る保險料その他法令に基いて給與から控除することができるものについては、省令の定めるところにより、第十九條第一項の規定により支拂う保險金から控除することができる。

(給與との関係)

第三十六條 事業主は、第十七條の規定により組合が保險金を支拂うべき御留があつた場合において、当該乗組員に対する給與の全部又は一部を支拂つて、その支拂つた金額の範囲内において当該保險金に係る保險金受取人となることができる。この場合においては、第十五條第一項前段の規定を準用する。

(所得税等との関係)

第三十七條 組合が第十九條第一項の規定により保險金を支拂つたときは、事業主は、その保險金の額に相当する金額につき、当該乗組員に対する給與支拂の責を免れらる。

(保険料の転嫁禁止)

第三十九條 事業主は、給與保險に係る保險料を乗組員に負担させてはならない。

(委任事項)

第四十條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、省令で定める。

第五章 罰則

第四十一條 左の場合には、事業主を一万円以下の過料に処する。  
一 第八條第二項の規定に違反したとき。

第二十五條 組合が第十九條第一項の規定により保險金を支拂つたときは、事業主は、その保險金の額

三 第十六條の規定に違反したとき。

四 第二十二條の規定に違反したとき。

五 第三十九條の規定に違反したとき。

第四十二條 組合の役員が、第二十四條又は第二十五條の規定に違反したときは、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 この法律の規定の適用に関しては、漁船損害補償法施行法(昭和二十七年法律第二十九号)第二條第一項の漁船保険組合は、漁船損害補償法の規定による組合とみなす。

3 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第四号中「漁船損害補償」の下に「及び漁船乗組員給與保険」を加える。

第四條第六号の二中「漁船保険」の下に「並びに漁船乗組員給與保険」を加える。

〔木下辰雄君發言、拍手〕

○木下辰雄君 只今議題となりました漁船乗組員給與保険法案の委員会にお

ける審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本法案は衆議院側から提案されたものであります。先ず提案の理由を申し上げます。日本の漁船の拿捕事件は、昭和二十一年十月以来現在までに、支那東海、黄海域いは北海道近海等の海域におきまして、実に四百九隻の多数に上つております。これに伴う乗組員の抑留も總數四千三百二十五名に達して、現在なお四百三十一名は未帰還の状態にあるのであります。かような拿捕抑留事件が漁業経営者及び漁船乗組員に與える影響は誠に深刻なるものがあるものであります。事業主といはしましては、一瞬にしてその唯一の生産手段を失い、乗組員に対する給與の支拂も遅延し或いは不能に陥ることもしばしばあるのであります。従つて抑留中の留守家族の生活に非常な不安を與えておるのであります。もとより、かような不法拿捕事件は、国家として当然これが防止に万全を期すべきは言うまでもありませんが、現下の國際情勢から見まして、その網漏れを期するとはなかく容易ではないと考えられるのであります。ところが一方、漁船に對しましては、拿捕抑留を事故とした特殊保険の制度がありまして、漁船の喪失に對し、この補償の途が講ぜられておりますが、漁船乗組員及びその家族のこのむるかような損失につきましては、何らの救済の途がないのであります。甚だ片手落ちと言わざるを得ないのであります。かような意味から本案が提案された次第であります。

次に法案の内容の主な点を申し上げます。その骨子とするところは、漁船乗組員及びその家族に對する救済を保障の制度によつて行おうとするのであります。そも、乗組員及びその家族のこのむる損害の直接の原因は、事業主が拿捕抑留事件によりまして経営が困難に陥り、そのために給與の支拂が遅延したし又は欠配を起すわけでありまして、経営者に、保険という手段によりまして、かような實際の抑留船員の家族への支拂を保證せよとするものであります。即ち、あらかじめ、事業主が乗組員に對して抑留期間中支拂すべき一カ月分の給與の額を基準といたしました一漁船単位に保険契約を結び抑留された場合は、毎月その額に相当する保険金を、乗組員が指定した保険受取人に支拂う構成になつております。又この事業は、現在の漁船保険組合が行ふこととしたしまして、政府がこれを再保険するような建前になつております。次に契約金額は、漁船ごとにその乗組員の給與月額額の合計額を越えてはならず、又その百分の六十を下つてはならないことになつております。保険料は事業主の負担でありまして、乗組員に負担させてはならないのであります。而して保険期間は四カ月

といたしております。又保険契約は任意加入となつておりますが、漁船ごとにその乗組員の二分の一以上の者が加入を申出たときは、事業主は、正当の事由がなければこれを拒むことができないことになつております。以上が本法案の要点であります。

委員会におきましては、慎重に検討を加へまして、いろいろ質疑応答を重ねられたのでありますが、その主な点を二、三申し上げます。その第一点は、本法案の第十一條に、乗組員の二分の一以上の者から保険加入の申出があつたとき、事業主は正当の事由がある場合のほかは加入しなければならぬ、こうなつておりますが、正当な事由とは何か。又これが濫用される虞れはないか」という質問に對しまして、その正当な事由とは、その操業区域が明らかに危険区域外であつて、常識的に拿捕の心配がないと考えられる場合とか、或いは給與を銀行その他に預託いたしまして、如何なる場合でも給與の支拂に支障を與えないということを事業主が示すような場合でありまして、決してこれを濫用させるようなことではない」との答弁がありました。第二の点は、「保険期間四カ月の間に漁船の持主が變つた場合、保険契約は後の持主に継承されるか」との質問に對しまして、「これは当然権利義務を継承する」との見解でありました。第三点は、「組合の免責事由の中に、抑留が、

國際法規、法令又は法令に基く命令に違反して航行し、又は操業したために生じたときは、保険金支拂の責任を免れることができる」とあるが、國際法規違反とは何を言うか。法令又は法令に基く命令とはどういふことか」という質問に對しまして、「國際法規違反とは領海侵犯の場合で、法令とは漁業上の取締を規定している國內法規である」との答弁がありました。更に「領海の範圍を明確にしておく必要があるのではないか」との問いに對し、提案者から「領海の範圍は、國際法上明確になつていないが、國際通念として三哩となつてゐるので、一應三哩を以て限界と考えてゐる」との答弁がありました。なお、その他の質疑応答につきましては速記録で御覽を願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りまして、松浦委員より、「條文中に、契約金額、内訳保険金額、給與月額等、非常にまぎらわしい用語があるが、省令を作る際は混乱を生じないよう明確にされたい。又保険金支拂の責を免れる場合の規定もできるだけ明確にしておかないと、あとで問題を起す虞れがあるから、この点は特に注意されたい。なお本法案は一日も速かに実施されるよう希望する」との意見を附して賛意を表し、千田、秋山両委員からも、「一日も速かに実施して、漁船乗組員の窮状を救済されたい」との賛

意を表す。又この事業は、現在の漁船保険組合が行ふこととしたしまして、政府がこれを再保険するような建前になつております。次に契約金額は、漁船ごとにその乗組員の給與月額額の合計額を越えてはならず、又その百分の六十を下つてはならないことになつております。保険料は事業主の負担でありまして、乗組員に負担させてはならないのであります。而して保険期間は四カ月

といたしております。又保険契約は任意加入となつておりますが、漁船ごとにその乗組員の二分の一以上の者が加入を申出たときは、事業主は、正当の事由がなければこれを拒むことができないことになつております。以上が本法案の要点であります。

といたしております。又保険契約は任意加入となつておりますが、漁船ごとにその乗組員の二分の一以上の者が加入を申出たときは、事業主は、正当の事由がなければこれを拒むことができないことになつております。以上が本法案の要点であります。

といたしております。又保険契約は任意加入となつておりますが、漁船ごとにその乗組員の二分の一以上の者が加入を申出たときは、事業主は、正当の事由がなければこれを拒むことができないことになつております。以上が本法案の要点であります。

昭和二十七年六月十八日 参議院會議録第五十三号 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案

成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第七、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。郵政委員長岩崎正三郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月三十一日

衆議院議長 林 義治

参議院議長 佐藤尚武殿

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案  
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金(以下「積立金」という。)を確実で有利な方法により、且つ公共の利益になるように運用することによつて、簡易生命保険事業及び郵便年金事業の経営を健全ならしめることを目的とする。

(積立金の管理及び運用)

第二條 積立金は、郵政大臣が管理し、及び運用する。

(運用の範囲)

第三條 積立金は、左に掲げるものに運用する。

- 一 保険契約者又は年金契約者、年金受取人若しくは年金継続受取人に対する貸付
- 二 地方債
- 三 地方公共団体その他政令で定める公共団体に対する貸付

積立金は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による運用をするまで大蔵省資金運用部に預託することができる。

(資金運用部資金運用審議会への運用計画の諮問等)  
第四條 郵政大臣は、毎年度積立金の運用に必要の計画を定

め、あらかじめ資金運用部資金運用審議会(以下「審議会」という。)の議に付さなければならぬ。その計画を変更しようとするときもまた同様とする。

2 郵政大臣は、前項の定めるものの外、積立金の運用に関する重要事項について、審議会の意見をきくことができる。

3 審議会は、積立金の運用に関し、郵政大臣に随時意見を述べることが出来る。

(報告書の提出)

第五條 郵政大臣は、毎年度積立金の運用についての報告書を作成し、当該年度経過後四月以内に、審議会に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、当該年度の積立金の運用の状況及び運用資産の異動に関する重要な事項を記載することとし、当該年度末現在の簡易生命保険及び郵便年金特別会計の貸借対照表を添付しなければならない。

(積立金の出納執行命令権の委任)  
第六條 郵政大臣は、積立金の出納執行の命令を部下の部局の長に行わせることができる。

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。但し、昭和二十八年年度における積立金の運用に

関しては、この法律の施行前でも第四條第一項の規定により必要な計画を定め、及び審議会の議に付することができる。

2 昭和二十八年三月三十一日現在に積立金でこの法律の施行の際資金運用部に預託されているもののこの法律の規定による運用については、その範囲を政令で定める。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。  
第十五條第一項の表の資金運用部資金運用審議会の項中「資金運用部資金」の下に「若しくは簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金」を、「大蔵大臣の下に」若しくは「郵政大臣」を加える。

〔岩崎正三郎君登壇、拍手〕

○岩崎正三郎君 只今議題となりました簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案について、郵政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

そも、この簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用については、本院においても第五国会以来すでに三回に亘り全会一致の決議を以て、これを同事業の経営主体たる郵政省に復元すべきものであるとして、政府の善処方を要請して参つたのであります。が、今回、政府も右決議の趣旨に従い、郵政省に復元すべく、本法律案の提出と相成つたのであります。

先ず本法案の提案の理由であります。簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金は、同事業創始以来、一貫して簡易生命保険事業及び郵便年金事業の所管大臣が管理運用して来たのであります。が、昭和十八年戦時中の臨時措置として、その大半の運用を大蔵省に移管せられ、終戦後は更にこれが強化せられまして、契約者に対する貸付を除き、積立金の全額を資金運用部に預託することとなり、これで事業経営主体における自主的運用は実質的に失われてしまつたのであります。今回講和成立を機会として、政府は同積立金の運用を郵政省に復元し、積立金を確実で有利な方法により且つ公共の利益になるように運用することによつて、簡易生命保険事業及び郵便年金事業の経営を健全ならしめるため、その管理及び運用の基本法として、この法律案の提出となつたのであります。

次にこの法律案の要旨についてであります。先ずこの積立金は郵政大臣が管理し及び運用するが、この運用は、保険契約者等に対する貸付、地方債及び地方公共団体その他政令で定める公共団体に対する貸付とし、現実に運用するまでの積立金は資金運用部に預託することができることとなつております。なお右の貸付の枠を決定する積立金の運用計画及びこの変更計画は、あらかじめ資金運用部運用審議会に諮問して決定することとし、その

他、郵政大臣は積立金の運用に関する重要事項について同審議会の意見を聞くこととなつております。

郵政委員会におきましては、五月二十四日当委員会に付託せられて以来、慎重審議を重ねたのでありますが、その質疑応答の二、三を申述べますと、先ず「今回の運用復元に対する反対理由として挙げられている貸付窓口の重複、その他、従来の運用方法よりも複雑になるのではないか」との質問に対しましては、「関係官庁が大蔵省、地方財政委員会、郵政省と三つとなるが、これは起債総額の枠を決定する等、大きな点のみ考えられることであつて、郵政省による運用は主として地方の市町村へ重点を置きますので、この窓口も郵便局を利用する等の方法をとれば却つて地方団体の利便となるであらう」との答弁があり、又「現に資金運用部によつて運用せられて積立金の今後の運用については、その範囲を政令で定めるということになつて

いるが、その意味如何」との問いに對しましては、「すでに資金運用部によつて運用せられてゐるものを本法律案によつて直ちに一律に郵政省に復元することは、現実の問題としてそう簡単には行かぬので、その返還せられた積立金の運用については、更に郵政省及び大蔵省において協議決定の上これを政令で定めることとした」との答弁がありました。最後に、本法律案の実施期日を昭和二十八年四月一日とした理由についての質問に對しましては、「起債の許可は毎年六月下旬から七月月上旬

に行われる例になつてゐるので、本年はすでに日時において郵政省側の準備日数少く、かねて本法案の重要性に鑑み、本件運用復元により、いやくも地方公共団体等に不便を與へることのないよう、十分慎重な準備期間をもちたいからである」との答弁がありました。

かくて質疑を終り、討論に入りまして、各委員より、「本法の施行期日が昭和二十八年四月一日となつてゐることに對しては不満足ではあるが、これは止むを得ないところとして、現に資金運用部において運用中の積立金については、本法の趣旨に全面的に合致するよう、郵政当局の善処方を要する」との希望条件を附して、賛成の討論があり、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定したのであります。

以上を以て御報告を終ります。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)

を求めの件(衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。外務委員長有馬英二君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際條約の受諾について承認を求めの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年六月十四日  
衆議院議長 林 護治  
参議院議長 佐藤尚武君

千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際條約の受諾について承認を求めの件

〔参照〕

承認を求めの件につき、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この條約は、政府間の合意に基いて画一的な原則及び規則を設定することによりまして、海上における人命の安全を増進することを目的とするものでありまして、一九二九年の同名の條約を改正して作成されたものであります。即ち一九四八年の條約は、一九二九年の條約成立後の航海学の進歩及び第二次大戦中の著しい技術の発達が醸し出した機運によつて作成されたものでありまして、その趣旨においては一九二九年の條約と差異あるものではございません。我が國は一九二九年の條約作成のための會議に参加いたし、一九三五年これを批准してその当事國となりまして以来、第二次大戦の勃発まで、この條約の規定を遵守いたして参りました。戦時中及び戦後の占領期間中は、一時この條約の適用を停止いたしておりましたが、昨年八月我が國は改めて同條約の履行を宣言し、條約に基く証書の発行を行なつて今日に至つておりますので、現在では同條約の加盟國としてその地位が保たれてゐるものと考へてよいのであります。

一九四八年の條約は、十五條の條約本文と百四十六の規則から成つております。條約本文は主として條約上の手続事項を定めており、規則においては海上における人命の安全を確保するた

めにとるべき實際的な措置を定めております。海上における人命とは、墜落飛行機に乗つていた者、救命艇で脱出した者等をも含みますが、主として乗船している者について考へております。而して條約は次のようにしてこの人命を保護しようとしております。

(一) 船舶の運航環境を安全なものとする。

(二) 船舶自体で執るべき安全措置を定めること。

(三) 危険な積荷の種類、積付方法を制限すること。

(四) 遭難の場合に救助を求めめる手段を備へさせること。

(五) 船舶を放棄する場合に安全に脱出して救助を待つための措置を講じさせること。

かくして、この條約においては、主として国際航海に従事する船舶に對して相當高度な要求がなされておるわけでありまして、我が國といたしましても、自國の船舶に對し、人命の安全を確保するための措置をとらせることは、條約の締結を待たずとも当然のことでありまして、この條約に加入することによつて、外國の港において不当な検査を受けて船舶の運航に支障を來すことのないようにすることは極めて重要でありまして、又我が國は昨年九月八

日、衆議院を以て承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年六月十四日  
衆議院議長 林 護治  
参議院議長 佐藤尚武君

千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際條約の受諾について承認を求めの件

〔有馬英二君登壇、拍手〕

○有馬英二君 只今議題となりました千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際條約の受諾について承認を求めの件

〔有馬英二君登壇、拍手〕

○議長(佐藤尚武君) 日程第八、千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際條約の受諾について承認を求めの件

めにとるべき實際的な措置を定めております。海上における人命とは、墜落飛行機に乗つていた者、救命艇で脱出した者等をも含みますが、主として乗船している者について考へております。而して條約は次のようにしてこの人命を保護しようとしております。

(一) 船舶の運航環境を安全なものとする。

(二) 船舶自体で執るべき安全措置を定めること。

(三) 危険な積荷の種類、積付方法を制限すること。

(四) 遭難の場合に救助を求めめる手段を備へさせること。

(五) 船舶を放棄する場合に安全に脱出して救助を待つための措置を講じさせること。

かくして、この條約においては、主として国際航海に従事する船舶に對して相當高度な要求がなされておるわけでありまして、我が國といたしましても、自國の船舶に對し、人命の安全を確保するための措置をとらせることは、條約の締結を待たずとも当然のことでありまして、この條約に加入することによつて、外國の港において不当な検査を受けて船舶の運航に支障を來すことのないようにすることは極めて重要でありまして、又我が國は昨年九月八

日、衆議院を以て承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年六月十八日 参議院會議録第五十三号 議事日程変更の件 看護婦学校専任教員養成所設立に関する請願外二十一件

日サンフランシスコにおいてこの條約に加入することを宣言いたしておる次第でございます。

外務委員会は、六月六日及び十七日の両日に亘つて審議を行いました。質疑応答の詳細は議事録に譲ることにいたしまして、一点、この條約の要求を満たすために我が国内法はすでに整備されている旨が明らかとなりました。ことを申添えたいと存じます。

かくして十七日、討論を経て採決を行いましたところ、全会一致を以て原案通り承認すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本件を問題に供します。委員長報告の通り本件に承認を與えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て承認することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第九より第二十四までの請願及び日程第二百より第二百五までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めま

す。厚生委員長梅津錦一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔梅津錦一君登壇、拍手〕

○梅津錦一君 只今上程せられました諸願陳情に關しまする厚生委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

これらの諸願陳情はいずれも医療に關するものでありまして、厚生委員会におきましては、医療に關する小委員会に付託し、慎重審議し、なお委員会においても小委員長の報告を求め、審議を重ねたのでありますが、内容は、結核病床の増設、病院整備費、在庫補助増額等に関するものでありまして、諸願五十四件、陳情十一件は、いずれも議院の會議に付して内閣に送付を要すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの諸願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの諸願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合により、本日はこれにて延会いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれを以て散会いたします。  
午前十一時五十八分散会

○本日の會議に付した事件

一、國際條約批准促進に關する決議案

一、日程第一 公營住宅法の一部を改正する法律案

一、日程第二 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

一、日程第三 離島航路整備法案

一、日程第四 耕土培養法案

一、日程第五 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

一、日程第六 漁船乗組員給與保險法案

一、日程第七 簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に關する法律案

一、日程第八 千九百四十八年の海上における人命の安全のための國際條約の受諾について承認を求め

るの件

一、日程第九乃至第二十四の請願

一、日程第二百乃至第二百五の陳情

出席者は左の通り。  
議長 佐藤 尚武君

副議長 三木 治朗君

議員 藤森 眞治君 藤野 繁雄君  
中山 福藏君 早川 慎一君  
波多野林一君 野田 俊作君  
徳川 宗敬君 常岡 一郎君  
田村 文吉君 館 哲二君  
竹下 豐次君 高橋 道男君  
高瀬正太郎君 高田 寛君  
高木 正夫君 杉山 昌作君  
新谷寅三郎君 島村 軍次君  
西郷吉之助君 小宮山常吉君  
小林 政夫君 楠見 義男君  
木下 辰雄君 河井 彌八君  
加藤 正人君 片柳 眞吉君  
柏木 庫治君 加賀 操君  
小野 哲君 尾崎 行輝君  
奥 むめお君 岡本 愛祐君  
岡部 常君 梅原 眞隆君  
伊藤 保平君 飯島連次郎君  
赤澤 與仁君 赤木 正雄君  
山本 勇造君 山川 良一君  
森 八三一君 島津 忠彦君  
岡田 信次君 青山 正一君  
玉柳 實君 中川 幸平君  
九鬼教十郎君 大矢半次郎君  
郡 祐一君 廣瀬與兵衛君  
阿崎 眞一君 楠瀬 常緒君  
加藤 武徳君 城 義臣君  
植竹 春彦君 山本 米治君  
古池 信三君 小杉 繁安君  
山縣 勝見君 石川 榮一君  
木村 守江君 西山 龜七君  
大谷 盛清君 一松 政二君  
深水 六郎君 仁田 竹二君

草葉 隆圓君 徳川 頼貞君  
左藤 義詮君 大島 定吉君  
黒田 英雄君 小林 英三君  
中川 以良君 川村 松助君  
寺尾 豊君 宮城タマヨ君  
溝口 三郎君 三浦 辰雄君  
前田 穰君 堀越 儀郎君  
小野 義夫君 小串 清一君  
重宗 雄三君 大野木秀次郎君  
入交 太蔵君 宮田 重文君  
西川 甚五郎君 宮本 邦彦君  
杉原 荒太君 田方 進君  
松本 昇君 秋山俊一郎君  
石村 幸作君 長谷山行毅君  
高橋進太郎君 堀 未治君  
鈴木 恭一君 愛知 揆一君  
安井 謙君 平林 太一君  
長島 銀藏君 平沼彌太郎君  
竹中 七郎君 有馬 英二君  
菊田 七平君 小川 久義君  
溝淵 春次君 園 伊能君  
滝井治三郎君 池田宇右衛門君  
前之園喜一郎君 駒井 藤平君  
林屋龜次郎君 油井賢太郎君  
北村 一男君 中山 壽彦君  
白波頼米吉君 岩沢 忠恭君  
鈴木 強平君 栗栖 超夫君  
西田 隆男君 大屋 晋三君  
泉山 三六君 黒川 武雄君  
横尾 龍君 境野 清雄君  
大隈 信幸君 木内キヤウ君  
谷口弥三郎君 稻垣平太郎君  
成瀬 晴治君 門田 定藏君  
三輪 貞治君 三橋八次郎君  
若木 勝藏君 中田 吉雄君

石原幹市郎君	小酒井義男君
梅津 錦一君	三好 始君
内村 清次君	羽生 三七君
紅露 みつ君	石川 清一君
松浦 定義君	松原 一彦君
高田なほ子君	森崎 隆君
吉田 法晴君	山崎 恒君
深川榮左エ門君	菊川 孝夫君
河崎 ナツ君	堀木 鑣三君
岡村文四郎君	小笠原三三男君
木下 源吾君	金子 洋文君
野澤 勝君	須藤 五郎君
岩間 正男君	兼岩 傳一君
江田 三郎君	水橋 慶作君
岩崎正三郎君	大野 幸一君
上條 愛一君	千田 正君
東 隆君	田中 一君
山田 節男君	大山 郁夫君
西園寺公一君	矢嶋 三義君
村尾 重雄君	永井純一郎君
吉川末次郎君	カニエ邦彦君
島 清君	池田七郎兵衛君
小林 亦治君	松永 義雄君
相馬 助治君	中村 正雄君
山下 義信君	赤松 常子君
小松 正雄君	棚橋 小虎君
小泉 秀吉君	原 虎一君
曾根 益君	松浦 清一君
片岡 文重君	
國務大臣	
運輸大臣	村上 義一君
郵政大臣	佐藤 榮作君
電氣通信大臣	
労働大臣	吉武 惠市君
厚生大臣	
政府委員	
法務政務次官	龍野喜一郎君

外務政務次官 石原幹市郎君  
 農林政務次官 野原 正勝君

〔参照〕  
 六月十七日議長において、左の通り  
 議席を変更した。

一五九 千葉 信君  
 二一〇 江田 三郎君

昭和二十七年六月十八日 参議院會議録第五十三号

昭和二十七年六月十八日 参議院會議録第五十三号

一一九四

昭和二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価 一 部

十 円

送料別

発行所

東京新聞社  
印刷部  
電話 九段四三〇〇  
原宿 東京一九〇〇  
官報部